

ひょうごインターキャンパスホームページ広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、ひょうごインターキャンパスホームページへの広告掲載を適正に行うため、ホームページ広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

(広告の位置、枠数及び種類)

第2条 要綱第3条及び第5条の規定による広告の位置、枠数及び種類は、原則として次のとおりとする。

- (1) 広告の位置 ひょうごインターキャンパスホームページのトップページ（ウェブアドレスが<http://www.hyogo-intercampus.ne.jp/> で表示されるページ）右横中段の所定の位置
- (2) 広告の種類 静止型バナー広告（広告を掲載したページに常に静止状態で掲載されているバナー型のグラフィック広告）
- (3) 枠数 6枠

(広告の規格)

第3条 要綱第5条1項第2号の規定による広告の規格は、次の各号に定める。

- (1) 大きさ 縦 60ピクセル 横 240ピクセル
- (2) データ形式 J P E G
- (3) データ容量 10kb以下
- (4) 画像 静止画像

(広告の禁止表現)

第4条 要綱第5条第1項第3号の規定による広告の禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (2) 閲覧者が兵庫県及び兵庫県生きがい創造協会等、他の機関に関する情報と錯誤するおそれがあるもの
- (3) その他、広告の表現として適当でないとして兵庫県生きがい創造協会が認めるもの

(広告の制限事項)

第5条 要綱第5条第1項第4号の規定による広告の制限事項は、原則として次の各号に掲げるものとし、広告の表現等で、閲覧者に不愉快を与えるおそれがあると認める場合は、その内容を制限することができる。

- (1) 閲覧者に誤解を与えるおそれがあるもの
(例)「閉じる」、「キャンセル」の表現等
- (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
(例) コントラスト（明度差）が強いクリエイティブ表現等

(3) 実際には機能しないもの

(例) 入力できるように見えるテキストボックス、プルダウンメニュー等

(4) その他、広告の表現として適当でないと兵庫県生きがい創造協会が認めるもの

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、兵庫県生きがい創造協会が別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は平成23年4月1日から施行する。